



村の年代記と災害：「御影村年代記」の紹介をかねて（〈小特集〉文書群の活用にあたって）

木村，修二

(Citation)

Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 11:109-132

(Issue Date)

2019-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81011931>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011931>



村の年代記と災害 — 「御影村年代記」の紹介をかねて —

木村 修二

はじめに

本稿で主にとりあげるのは、摂津国兔原郡御影村（現神戸市東灘区）に伝わった近世成立の年代記（年表）である。¹ 本史料の表紙には「永禄元戊午より年号覚」という原表題が記されているが、本稿では形式的にも性格的にもふさわしい「御影村年代記」という通称を用いて論を進めてゆきたい。

「御影村年代記」は、永禄元年（一五五八）から文化一三年（一八一六）までの記事が記載されているが、その基本的な形式は、原表題に「年号覚」とあるように、「永禄元戊午」のよりに年号と干支からなる年代記載を天部に据え、記事がある年にはその干支下部に列を揃えて記事内容を書き記している。

そもそもなぜ永禄元年を起点としているのかは全く不明だ

が、慶長二年（一五九七）までは年記記載のみで、記録記事は慶長三年に始めて「太閤御他界」という簡潔な記事が見えるのが最初のものである。記事は当初、断続的に記されていたが、元禄から享保にかけてあたりから年ごとの記事が徐々に増え始め、元文年間以降はほぼ毎年記事が記され、しかも書かれる量も飛躍的に増えている。

このことは、表紙に「丁巳元文二九月三日改」とある点からみて、いったん元文二年（一七三七）までに本史料の原型が成立してあったものを、元文以降文化末年に至る記事が増補されたものと考えられることと関係があるのだろう。本史料末尾に「壬天保十三寅年初秋写之者也」と記され、裏表紙に「庄屋茂重郎」という署名があることから、元文以降の記事は、天保一三年（一八四二）にまとめられた可能性もある。

そうみれば、元文以前の記事内容が比較的簡潔で、年代記と

いうよりは「年表」と呼ぶべき内容なのに対し、元文以降は、形式はそれ以前のを踏襲しつつも記事内容が増え、「年代記」と呼ぶにふさわしいものに変化している点も、書き手の変化というところで理解しやすい。このように「御影村年代記」は、「年表」と「年代記」の両方の性格を併せ持った史料と評価できよう。

もとより「年代記」という史料形式は、記事が日を追って書き継がれていく日記（日次記）とは異なり、編者が日記やもろもろの文書などに基づいて、主要な記事を年毎や一定の年限ごとにまとめた、二次的な編述である筈が多い。年代記が含まれる文書群や、周辺の文書群に、記事内容を裏付ける一次史料が残されていれば、年代記の記事内容の信頼性も高まるが、そうしたケースは実際のところ少ない。とはいえ、その年代記が記された地域の歴史の記録としては、通時性を鑑みても貴重な史料であることには変わりはない。

作成者についてみると、仮に元文以降だけでみたとしても、その記載期間の長さから、一人の人物だけで記録されたものとはいえないが、一つの家の歴代当主によって記されたものである蓋然性は高い。

御影村は、近世中期以来酒造業が盛んで、樽廻船などによって江戸へ送られる「下り酒」の重要な生産拠点の一つだった。支配関係は、明和六年（一七六九）以前は、大和國小泉藩領と

摂津国尼崎藩領（一時幕領の時期あり）との相給だったが、同年より周辺の灘目村々とともに幕府によって上知され、以降幕府領として明治維新に至っている（本小特集の室山論考参照）。

「御影村年代記」は、両給のうち、小泉藩の領分の村役人やその子孫が成立に深く関わっている。上知がなされる明和六年までに、小泉藩の地方役人が記事に登場するケースは多く、小泉藩の摂津飛び地支配の様相を窺う上での貴重な史料ともなっている。いよいよ幕府に上知が決まり、藩主の片桐氏が陣屋のある小泉から江戸への参勤に向かう時には、御影村からも村役人が小泉に駆けつけ、最後の別れをしている描写などは感動的ですらある（明和六年条）。

「御影村年代記」の記事内容は多岐にわたるが、ここでそれらについて逐一触れることはしない。ただ、一点だけとりあげたいのは、本史料中における災害記事である。年代記史料に、災害記事が多くみられるということは、すでに笹本正治や倉地克直、森元純一によって指摘されている。笹本は、戦国期甲斐国の根本的史料として知られる「妙法寺記（勝山記）」を取りあげ、多様な災害について実に多くの記事が見いだされることを論じている^②。倉地や森元は、美作国勝南郡岩見田村の赤堀家の当主が四代にわたって書き継いだ「年々日記帳」という年代記を取り上げ、やはりその中にしめる災害記事の割合の多さを指摘している^③。私も以前、年代記的記録に災害記事が多く記さ

れることを丹波国水上郡金屋村の記録を素材に確かめたが、「御影村年代記」においても災害記事を少なからず見いだすことができる。以下、本稿では、御影村とも関係の深い住吉川の水害を中心に、「御影村年代記」の災害記事を取りあげてみたい。

一 『住吉村誌』にみる住吉川の水害

「御影村年代記」に触れる前に、御影村の東隣に位置する住吉村（現神戸市東灘区）が昭和二十一年（一九四六）年に発行された『住吉村誌』を確認しておこう。『住吉村誌』には、同地がこうむったさまざまな災害の年表が掲載されている（同書一〇五〜一一六頁）。それによれば、住吉川が氾濫して発生した水害がとりわけ多かったことがわかる。

この災害年表の最初の記事は、平安時代後期の承徳元年（一〇九七）九月一七日に、世にもまれな「淫雨」（長雨のこと）のために六甲山で「山津波」が発生して、有馬温泉が崩壊したというものであるが、出典は示されていない。『有馬温泉史料』^⑥上巻には、承徳元年八月五日（当時は永長二年、一月二二日に承徳に改元）、日本列島に台風と思われる「大風」が吹き、洪水が発生、ついには有馬温泉が山崩れによって壊滅したことが諸書に記録されていることを掲げている。その後、建久二年（一一九二）に至って、吉野の僧仁西が平家の侍を率いて温泉

を再興したということが、有馬温泉関連の諸縁起書に記されている。承徳元年（永長二年）の九月一七日に山津波があったとは諸書に記されていない。あるいは、八月五日は巨大台風の襲来した日で、その後も長雨が続いた影響で、九月にいたり有馬温泉周辺で山津波が発生したということかもしれないが、『住吉村誌』に出典がないため詳細はわからない。

山津波は、主に大雨が原因で山地が大きく崩れて人家に甚大な被害をもたらしたとき、海の津波にならずらえて俗称したものだが、こんにちでは一般に「土砂崩れ」と呼ぶ。また近年では各地で発生し話題になった「深層崩壊」という大規模な山崩れを指して呼ぶこともある。これほどの災害の記録が有馬に伝わっているのも、その真南にあたる住吉に影響がなかったはずがないという文脈で、『住吉村誌』の記事が掲げられたのだろうが、この承徳（永長）年間の山津波で、住吉の地がどのような影響を受けたのかは具体的に知ることはできない。

『住吉村誌』の災害年表で、次に記載されているのは、中世も終わりに近づいてきた永正元年（一五〇四）のもので、次のように記されている。

大洪水あり、慈明寺堂塔一宇も残らず流去る。所謂慈明寺流れなり。

この大洪水が、住吉川の氾濫によっておこったものであることはいうまでもない。

この「慈明寺流れ」と呼ばれる中世の大水害について『住吉村誌』では、独立した章（第十六編第二章）をたてて、かなり詳しく触れられている。その冒頭では、次のように記されている。

昭和十三年七月五日の大水害は観音林を初め全村六半に大被害を蒙らしめ、殊に死者三十三といふ誠に悲惨な出来事であった。往昔の大水害たる所謂慈明寺流れが同じく観音林を中心としてゐたので、此の事が古老の話題に上つた。しかしそれに就いては別に確たる記録はなく詳細を知る事は出来ない。聊か資料により其一斑を窺ふべきも、固より不十分で且誤なきを保し難い。

つまり、昭和十三年（一九三八）の阪神大水害発生を受けて、住吉村の古老の間では、はるか中世の昔に発生した「慈明寺流れ」が想いおこされたというわけである。住吉川の西岸に位置する観音林地区付近がとりわけ被害が甚大だった点に共通性があつたからということだが、このことは数ある住吉川大洪水の歴史の中でもとりわけ「慈明寺流れ」の被害の甚大さの記憶が、昭和一三年当時まで伝わっていたことを表している。

そもそも慈明寺という寺がどのような寺であつたのかがほとんどわかっていない。『住吉村誌』でも後世のきわめてわずかな史料から、慈明寺に言及せざるをえなかつた。

慈明寺（壽明寺とも書いてゐるものもあるが、古くは慈明

寺と記してゐる。）此の寺は、今の観音林の地にあつた禪宗の寺で山號は大智山、七堂伽藍を備へた大坊であつたと傳へられる。其の位置は詳でないが徳川の頃の古圖には、今の観音林の北部の地名を慈明寺と記して居り寺の古跡の碑が描かれてゐる。

その開基年暦等は何等記録の見るべきものがないが、一説に聖徳太子の建立に成るといふ。即ち太子が四天王寺を大阪に建立される為當地弓弦羽嶽（住吉村北方山地を總稱す）に於て日相觀をされたとの事であるから、或は其の因縁を以て建立されたものであらうか。それにしても當山が禪宗であつたとの記録よりして、或は鎌倉の頃以後に於て夫が立派に改築されたものであらうか。

やはり、これらの記述の典拠が示されていないが、「〜であらうか」が重ねられているように、この文章を書いた谷田盛太郎氏もよほど苦心したとみえる。慈明寺の創建が聖徳太子と関わりあるというのは、それが事実であるかどうかはさておいても、古代に創建された寺院であつた可能性を示唆しており、その点は興味深い。慈明寺についての記録としては、元禄五年（二六九二）に作成された寺社改帳に、「観音堂跡」の記載があり、「四十二間」「二十九間半」という面積記載が示されている⁶。この但し書きには「是ハ古昔大智山慈明寺と申候而加伽藍（かか）之由申伝候得共建立ノ年歴退転之時節モ相知レ不申候前々村中支配

仕来り候」とあり、かつての慈明寺の一部だったという伝承が元禄当時にすでにあつたということになるが、「慈明寺流れ」からおよそ二〇〇年経過し、退転の要因が水害だったかもしれない点についてはなら触れられていない。

このように「慈明寺流れ」そのものの詳細はほとんど知ることができないが、その通称だけが四〇〇年の時を超えて、昭和三年の阪神大水害に際して、当時の人々の記憶に甦つたのである。

このように過去の災害が、その通称とともに後世に語り継がれるのは、災害全般でなされることだが、すべての災害に名前が与えられるわけではもちろんない。やはり、記憶さるべき大被害をもたらした大災害のばあいにはのみ名前の付与がなされるといつてよいだろう。今日でも、大被害をもたらした地震には、たとえば気象庁によって命名された「平成七年（一九九五年）兵庫県南部地震」や、それに伴う被害全般を称するべく閣議で口頭了解された「阪神・淡路大震災」などのように、個別の名称が与えられている。

しかし名称の付け方は、基本的に発生した年次と被害が大きかった地域の名称が用いられるが、「慈明寺流れ」のように寺の流出という災害全体における象徴的なできごとが災害の通称となることは今日ではあまりない。

しかし、名前だけはどういっても、「慈明寺流れ」の大

洪水としての実態については記録がほとんどなく、『住吉村誌』の編さん当時も知ることができなかったとのことで、こうした状況は『住吉村誌』発行からも七〇年近く経過した現在でも変わりはない。

さて、『住吉村誌』には、「慈明寺流れ」記事のあと、昭和にいたるまでたびたび住吉川が氾濫して水害がもたらされたことが記されている。数ある災害のうち住吉川の水害についてのみ抜き出せば以下の通りである。

天文一三年八月七日

住吉川大洪水の爲、觀音林及魚崎の一部流失。

慶長一八年八月

七十年來の大洪水、被害甚大なり。

延暦年間（延宝か延享もしくは宝曆年間の誤りか—木村註）（年歴明かならねど古老の二百五十年以前との言を用ひ、古記録により推定せるもの。）

大洪水にて西谷山に大山崩れあり。以前この地方は高羽の地であつたので、高羽のじやれ（山崩れ）であるから、通稱此の山禿げをたこじやれと呼んだ。土質と傾斜の關係からか、其の後もこの部分に又々山崩れを見た。

天明二年の水禍（寅年）

陰歴五月大山津波があり、觀音林を始め一帯礫となつた。當時の災害顛末書に「住吉川一帯に大洪水あり、沿岸筋

泥海と化し人家潰え人命奪はるゝこと夥し、水車小屋無
 數流失、入夫の死傷を算し得ず」とあり、昭和十三年の
 大水禍と比べて同じ寅年であるのも、奇しき因縁である
 と言われてゐる。

文化一〇年

虫害および大洪水。住吉川大氾濫す。

嘉永元年八月一二日

慶長以來の大洪水、住吉川氾濫、轉大石、住吉川落合造堰。

さらに明治以降については年代のみ記すと、明治一四年
 (一八八一)、同一八年(一八八五)、同一九年(一八九六)、同
 三二年(一八九九)、同三六年(一九〇三)、同三八年(一九〇五)、
 同四三年(一九一〇)、大正一〇年(一九二一)、同一一年
 (一九二二)、同一四年(一九二五)、昭和一〇年(一九三五)とい
 たぐあい、住吉川の洪水がなれば常態と化していたことがわ
 かる。

災害年表に掲げられている大洪水は、それぞれが昭和一三年
 の阪神大水害級のインパクトをこの地域にもたらしたと思わ
 れ、周辺住民はそのたびごとに苦しめられてきたことは想像に
 かたくない。なお、阪神大水害については、阪神間の各地同様、
 住吉村でもあまりに甚大な被害をもたらしたため、『住吉村誌』
 では「慈明寺流れ」とともに独立した章をたてて記されており、
 さらに当時の住吉村では『昭和十三年大水害誌』という冊子を

発行して、被害状況や村の対応を詳細に記録している。

住吉川では、以上の記事以外にも記録にも残らないような洪
 水は少なからずあったと思われる。そのことを、住吉村の史料
 から確認することは、第二次大戦末期の空襲などで多くの史料
 が失われてしまった今日にあつては非常に困難なことだが、や
 はり大きな影響を蒙った御影村や魚崎村といった隣村の史料の
 中にそれを補えるものがみられる。本稿で紹介する「御影村年
 代記」もその一つにほかならない。

二 「御影村年代記」にみえる歴史的災害記事

すでに述べているように「御影村年代記」には、しばしば災
 害に関する記事がみられる。なかには御影村が直接被害をうけ
 ていない日本列島の他の地方で発生した歴史的な大災害の情報
 も記録されている。

もつとも多いのは、江戸、大坂、京都の三都で発生した大火
 災の記事である。それらを列挙すると、

明暦三年(一六五七) 江戸大火

享保九年(一七二四) 大坂大火

延享三年(一七四六) 江戸大火

宝暦一〇年(一七六〇) 江戸大火

明和九年(一七七二) 江戸大火

天明四年（一七八四）江戸大火

天明八年（一七八八）京都大火

寛政元年（一七八九）大坂大火

寛政四年（一七九二）大坂大火

文化三年（一八〇六）江戸大火

といった具合で明暦三年（振袖火事）、明和九年（行人坂火事）、文化三年の三件を江戸三大大火と呼ぶこともある。天明八年の京都大火は、火事の発生場所の地名を取って「団栗焼け」とも呼ばれる、京都史上最大級の大火災だった。享保九年の大坂大火も、大坂三大大火に数えられる「妙知焼け」と呼ばれる大火である。

享保一七年（一七三二）条には、「今年虫入り水押し」という記事が見える。これは、農作物（とくに稲）に虫（イナゴ・ウンカ）が付き、なおかつ長雨による洪水によって田畑が流されたことを表している。そのため御影村の領主である大和国小泉藩（現奈良県大和郡山市に陣屋所在）の役人が現地見分のために出張してきたという記事に続くが、おそらく住吉でも相当の被害があったものと思われる。この災害によって、その年は大凶作となり翌年にかけて全国的な飢饉がもたらされた。これは、天明年間、天保年間とともに江戸時代の三大飢饉（寛永年間を加えて四大飢饉とも）にも数えられる享保の大飢饉のきつかけとなった災害だった。

天明三年（一七八三）条には、「七月六日七日信州浅間山焼

石移り御影村迄ひき申事」という記事がある。今日では避暑地で知られる軽井沢の北西に位置する浅間山は、古くから大規模な噴火を繰り返し、今なお活発な活動を続けている世界有数の活火山である。「御影村年代記」には、この時の大噴火で放出された「焼石」（噴石）が御影村まで到達したというような書きぶりがなされている。まさか大きな噴石が飛んできたとは思えないが、微粒な火山灰が降ってきたことは十分考えられる。ただ、地球的な視野で見たとき、この浅間山の噴火のおよそ一ヶ月前の五月九日（グレゴリオ暦で六月八日）にアイスランドのラキ火山が大噴火を起こしており、その噴煙によるエアロゾルが地球の北半球全体を覆い、数年にわたって世界的な冷害をもたらしたといわれている。直後の浅間山噴火がおこった日本ではとりわけ大きな影響を受けたと考えられる。天明期の前半は、この浅間山噴火を別にしても地球規模での冷害が拡がっていた時期と考えられており、火山噴火はそれに拍車をかけたとみられ、天明二年以降数年にわたって、いわゆる天明の大飢饉が全国規模で発生している。

寛政五年（一七九三）条には、「三月肥前国嶋原城下山二つ海へ飛び、三月一日より二十七日まで山地しん、田畑三万九千四百四十拾石損し」という記事がある。「島原城下」の山が二つ飛んだというのである。これは、島原半島の中央部に

位置する雲仙岳の噴火に伴う地震の影響で、島原城のすぐ西に位置する眉山の南側で大規模な山体崩壊が発生したことを指している。雲仙岳は一九九一年に噴火し火砕流によって火山学者や報道など多くの犠牲者を出したことが記憶に新しいが、この時には大規模な山崩れにより大量の岩石が一気に有明海に流入したため、最大二〇メートルを超すような大津波が発生し、有明海を挟んで対岸に位置する肥後国（現熊本県）の沿岸部に大きな被害をもたらしている。このことから、眉山の山体崩壊のことを「島原大変」といい、肥後の津波被害のことを「肥後迷惑」と呼んで、両方を併せ称して今日まで語り継がれている。

全国的な活動を行っていた廻船の一大根拠地であった御影村のことなので、全国からこうした災害などの情報もたらされたものと思われるが、とりわけ以上に挙げたものは、史上まれにみる大災害だったため、年代記の筆者もとくに記述しておく気になったのかもしれない。宝暦一〇年の江戸大火の記事で、「二月六日江戸神田旅籠町方出火、洲先迄焼失、新川新堀酒問屋焼失二而酒二万三千式百九駄片馬焼失」と、酒問屋が多く集まり御影村とも関係の深い江戸新川周辺が類焼し、具体的な酒の損害数を記しているのは、単なる遠い地の火災情報ではなく、かなり切実な問題として御影村周辺でも話題となったことを示唆している。

このほかにも、安永元年条に、「六月三日九州長崎津浪、八

月廿一日中國筋大風」のような遠方の災害から、安永四年条に「正月十二日摩邪山福生院火燧方出火二而上へもへ上り寺や本堂不残焼失仕候」とあるように、比較的近隣他所の火災記事などが記されている。なお災害ではないが、明和七年（一七七〇）七月二八日条には、「夜北東之方ニ赤キ舟のことくの雲出候」という記事を掲載しているが、これは日本列島各地で観察された低緯度オーロラについて記したものである⁹⁾。

三 住吉川の水害記事

さて「御影村年代記」の収載記事で注目されるのは、住吉川の洪水など御影村のごく身近なところで発生した災害が記録されていることである。

たとえば、安永五年（一七七六）年の記事中に、「七月二日大雨大洪水」というのがある。どういつた「大洪水」だったのかは、これ以上の記述がないのでわからないが、前述した『住吉村誌』の災害年表に記載されていない住吉川の洪水が、この年に発生していることを物語っている。

次も『住吉村誌』に記載がないものだが、寛政元年（一七八九）にも住吉川の洪水が発生している。「御影村年代記」にはこのように記されている。

六月十四日方十八日迄大雨出水二而、住吉川通り魚崎村支

配東堤ハ切込、郡中一同武庫郡御支配迄一同二助人足被仰付相勤申候

安永五年の六月一四日といえは太陽曆（グレゴリオ曆）でいうと、七月六日あたり、まさに梅雨の末期である。梅雨の末期には大雨が降る続くことが多いが、このときも五日間にわたる長雨によって、六甲山周辺でも集中的な降雨があり、住吉川に洪水が発生したものとみられる。記事を読む限り、被害は川の下流部東岸堤防が切れたため魚崎村に集中した可能性があり、住吉村や御影村にどれほどの被害があったかはわからない。しかし、堤防を決壊させるほどの洪水だったことはまちがいないく、被害のあるなしにかかわらず御影村もけつして人ごとではなかったのではないかと想像される。

この記事で興味深いのは後半部分で、この水害に対して魚崎村が属する兔原郡（神戸市の中央区、灘区、東灘区と芦屋市域にあった郡）だけではなく武庫郡（現在の西宮市を中心とする地域にあった郡）の天領（江戸幕府の直轄領）の村々に、住吉川の水害被災地域への災害救援が命じられたということである。水害が多発するようになった現代では、誰しもがイメージできると思われるが、ひとたび水害が発生すると土砂や泥水が、集落や田畑に流入し、ひどいときには家屋が押し流され、哀れにもがれきとなって下流部に溜まってしまふ。堤防の修築や、岩石・流木の撤去などに多くの人員を要することは、今も昔も

変わらず、他地域からの人足が動員された。

洪水は、寛政十一年（一七九九）にも発生しているが、これも『住吉村誌』には記載がない。「御影村年代記」では次のように記されている。

五月十六日夜大雨にて住吉川西堤へ切れ込み、郡中助人足おおせ付けられ、尾張人足忠七へ落札、貳貫匁にて三歩は住吉村、壹貫四百匁は郡中、高百石につき七匁九分厘、家別に十九匁四分四厘づつあい掛り申しそうろう

寛政十一年の五月一六日は、グレゴリオ曆では六月一九日にあたる。やはり、梅雨の最中で、梅雨前線が活発化して大雨になったのだろうか、またまた住吉川が洪水し、今度は川の西堤が決壊したという。決壊した箇所が川のどのあたりかはわからないが、後述するようにk復旧工事費用の三割を住吉村単独で負担することになったことからみて、住吉村の被害が相対的に大きかった可能性がある。

このたびもやはり、兔原郡中の村々から人足が動員されているが、「尾張人足」の忠七なる人物が「落札」したとの記事が続いているのが興味深い。「尾張人足」というのは、「黒鋏」とよばれた土木のプロ集団の通称で、尾張国（現在の愛知県の西半分）の知多半島付近に根拠地があったことから「尾張」が黒鋏Ⅱ土木集団の隠語となったものである。なお、この忠七という人物について詳しいことはわからないが、尾張出身で上方地

方へ出稼ぎに来た者か、あるいは尾張国から他国へ定住して土木業に従事していた者の両方が考えられる。後者の場合でもその由来である「尾張」をもって通称されることは十分に考えられる。黒鍬衆にとって堤防の修築などの治水工事などはまさに得意分野である。

「落札」の文言があることから、この復旧工事にあたっては入札が行われ、この忠七が銀二貫匁で落札、請け負うことになったが、その負担をめぐっても筆が及んでいる。被災した住吉村は復旧工事の受益者であるからか負担の割合は大きく、全体の三割（銀六〇〇匁）を負担することになったようだ。それ以外の七割分（一貫四〇〇匁）は住吉村以外で負担するということになった模様である。このうち、恐らく半分の七〇〇匁を兔原郡の村々で負担することになったと思われる、その計算方は、村の石高一〇〇石につき七匁九分三厘とされた。残りの恐らく半分は「家割」を併用している。ただ、この家割の対象となつたのがどういふ家かがわからない。銀一九匁四分四厘、つという額と表現を考えれば三六軒程度が対象になったとみられるので、あるいは被害を直接受けた、住吉村以外の村の個別の家々の自己負担分ということだろうか。後考にまちたい。

おわりに

このように「御影村年代記」には『住吉村誌』には掲載され

ていない住吉川洪水記事が見えるが、逆に『住吉村誌』には載っていない、「御影村年代記」に見えないものもある。前述した文化一〇年（一八一三）の氾濫記事は、なぜか「御影村年代記」には記載がない。もちろん「御影村年代記」は御影村のことが中心に書かれるために、あるいは御影村にはほとんど被害がなかったのかもしれない。歴史災害についても、たとえば、東日本大震災までは日本列島の歴史のなかでも最大級の地震・津波といわれた宝永四年の東海く南海地震・津波や、同年の富士山の噴火について記すところがない。この時期は、「御影村年代記」が元文以前の段階であり、たまたま記事がもれた可能性もあるが、どの記事を捨て、どの記事を探るのかの基準は全く不明確といわざるをえない。

残念ながら「御影村年代記」は、永禄年間を起点としているため。それより以前の永正年間における「慈明寺流れ」に触れることがなく、末尾についても文化一三年（一八一六）の記事を最後に途絶えているが、『住吉村誌』によれば嘉永元年（一八四八）にも住吉川に大洪水が発生しているようなので、もし「御影村年代記」がその後も続いているならば、当然記載がなされたに違いない。

年代記は、その性格上、一次史料としての評価は限定的にならざるをえないが、特定の地域の出来事を時系列的に通覧できる点で、まことに貴重な史料である。今後は、この記事内容を、

一次史料でどれだけ確かめられるかがポイントとなるう。

註

- (1) 神戸大学大学院人文学研究科古文書室所蔵「御影村文書」D1-1-1
- (2) 笹本正治『妙法寺記』に見る災害」（『富士吉田市史研究』八、一九九三年。のち同『災害文化史の研究』（高志書院、二〇〇三年）に収載。）
- (3) 倉地克直『全集日本の歴史 第十一巻 徳川社会のゆらぎ』（小学館、二〇〇八年）。森元純「年代記における自然災害の記録」（『科学研究費補助金基盤研究（C）』『前近代日本における歴史的景観形成についての災害文化論的アプローチ』（課題番号21520672、研究代表者・木村修二）
- (4) 木村「丹波国水上郡金屋村の年代記」（『科学研究費補助金基盤研究（C）』『前近代日本における歴史的景観形成についての災害文化論的アプローチ』（課題番号21520672、研究代表者・木村修二）
- (5) 『住吉村誌』は、戦中の昭和十八年（一九四三）には印刷製本を終えていた。しかし戦時下のことで発行できないまま、住吉村役場と白鶴美術館に五〇〇部ずつ分けて保管されていたのだが、役場保管分は昭和二〇年に住吉村役場が米軍による空襲に被災した際、多くの編纂関係書類や収集されていた古文書などともに焼失した。幸い白鶴美術館に保管されていたものが無事だったため、戦後に発行となったが、「軍事」の章が裁断された。昭和五〇年に住吉学園によって『住吉村誌』復刻された際、奇跡的に一冊だけ完全の形で残されていた初版本から軍事部分も復元され、発行されている。なお、軍事部分は、昭和四二年に同学園が発行した『続住吉村誌』（昭和二五年までの叙述）にも掲載されている。

(6) 風早恂編『有馬温泉史料』上巻（名著出版、一九八一年）。

(7) 本住吉神社前宮司横田正紀氏所蔵のコピー本による。三種の写本があり尼崎真布祢神社蔵、東灘区内の某家二軒所蔵の原本を昭和の初めころ書写したもののコピー。

(8) 安永元年九月三日に発生したという長崎の津波について、明治期発行の『大日本地震史料』以降、東京大学地震研究所が発行した『新収日本地震史料』およびその後継の宇佐美龍夫編『日本の地震史料拾遺』には何も記すところがない。あるいは、長崎湾でしばしば発生する「あびぎ」とよばれる副振動（気象津波）がこのとき発生したのだろうか。

(9) 岩橋清美「江戸時代の人々が見たオーロラ」（『極地』五四―一、二〇一八年）

付記

本稿のうち一〜三および「おわりに」は、一般財団法人住吉学園住吉歴史資料館発行『住吉歴史資料館だより』第六号（二〇一三年五月発行）に『住吉村誌』を読む』江戸時代における住吉川の大洪水」と題して寄稿したものをベースに改稿し、「はじめに」等を新たに加えたものである。

《翻刻》永禄元戊午より年号覚（御影村年代記）

○凡例 翻刻に当たっては、年記と記事の配置などは原典の体裁をできるだけ再現することを心がけたが、読みやすさを図るため、読点を施し、旧字体は原則新字体に変換（固有名詞を除く）し、変体仮名についても一部を除いて通常の平仮名に変換した。また行毎の文字数については、原典の体裁通りではない。

〔表〕
丁巳元文二九月三日改

永禄元戊午より年号覚

永禄元戊午

二 己未

三 庚申

四 辛酉

五 壬戌

六 癸亥

七 甲子

八 乙丑

九 丙寅

十 丁卯

十一 戊辰

十二 己巳

元亀元庚午

二 辛未

三 壬申

天正元癸酉

二 甲戌

三 乙亥

四 丙子

五 丁丑

六 戊寅

七 己卯

八 庚辰

九 辛巳

十 壬午

十一 癸未

十二 甲申

十三 乙酉

十四 丙戌

十五 丁亥

十六 戊子

十七 己丑

十八 庚寅

十九 辛卯

文禄元壬辰

二 癸巳

三 甲午

四 乙未

慶長元丙申

二 丁酉 大閤御他界
 三 戊戌
 四 己亥 関ヶ原合戦、石田治部乱軍^(三)
 五 庚子
 六 辛丑 京大仏殿
 七 壬寅
 八 癸卯
 九 甲辰
 十 乙巳
 十一 丙午
 十二 丁未
 十三 戊申
 十四 己酉
 十五 庚戌
 十六 辛亥 道永事元禄七甲戌二死去、八十四二候得は今年ノ出生なり
 十七 壬子 住吉村と御影村と石堀場之儀ニ付争論有之候、四月二日片桐^(自)市正様御小性衆へ願書さし上
 十八 癸丑 奈良の大仏鐘鑄なり
 十九 甲寅 京大仏鐘鑄なり
 元和元乙卯 五月八日秀頼公御他界
 二 丙辰 四月十七日家康公御他界、下野国日光山へ葬ル
 三 丁巳
 四 戊午
 五 己未
 六 庚申
 七 辛酉 天王寺西門之外南井戸之さや、十月二日片桐主膳^(自)止様御建被成候

八 壬戌
 九 癸未 寛永元甲子
 二 乙丑
 三 丙寅
 四 丁卯
 五 戊申
 六 己巳
 七 庚午
 八 辛未
 九 壬申 正月廿四日秀忠公御他界
 十 癸酉
 十一 甲戌
 十二 乙亥
 十三 丙子
 十四 丁丑
 十五 戊寅 二月嶋原切支丹三千七百人焼亡ス
 十六 己卯 寛永通宝錢始ル
 十七 庚辰
 十八 辛巳
 十九 壬午
 二十 癸未 尼ヶ崎御領分御影村打出し之高八十五石四斗八升貳合、青山^(常)大膳様之節本御檢地帳面上、寛文四年辰七月ニ渡ス
 正保元甲申
 二 乙酉
 三 丙戌

四 丁亥
慶安元戊子

二 己丑

三 庚寅

四 辛卯

承応元壬辰

二 癸巳

三 甲午

明暦元乙未

二 丙申

三 丁酉

万治元戊戌

二 己亥

三 庚子

寛文元辛丑

二 壬寅

三 癸卯

四 甲辰

五 乙巳

六 丙午

七 丁未

八 戊申

九 己酉

十 庚戌

家光公御他界

内裏(炎上)多んしやう

天子崩御(後光明天皇)

正月十八日本郷(江州)有山(尾山)ち出火、翌十九日止、(朝野の大火)江戸大火

伊勢内宮煙上(マツ)

塩屋七兵衛母今年出生、寛保二戊迄二八十二年二成、正月内

裏煙上、東ノ弥二兵衛母今年出生

京都大仏殿を木像(木像)ニきさみ、七月青山大膳様御領分田地打出

し二而、御影村両組八十五石四斗八升式合打出し

正月二日大坂御城天主雷火ニて焼失

十一 辛亥

十二 壬子

延宝元癸丑

二 甲寅

三 乙卯

四 丙辰

五 丁巳

六 戊午

七 己未

八 庚申

天和元辛酉

二 壬戌

三 癸亥

貞享元甲子

二 乙丑

三 丙寅

四 丁卯

元禄元戊辰

二 己巳

三 庚午

四 辛未

三月廿六日墓地替地之間敷・年貢書・両寺付渡り之書付有、五月九日内裏煙上(マツ)

家綱公御他界、元水老先祖利兵衛ち出火、大火之事

七月廿六日御影村・青木村・魚崎村と網引場之儀ニ付及出入、段々御糺之処、証拠書物無之故沙汰不及、以来庄限りニ網引候様御裁許相済申候、依之御影村尼崎庄屋灰屋清九郎追放、青木村庄屋又兵衛打首

正月十八日夜摩(マ)邪山二而東又兵衛・徳井村女と心中之処、女は相果、又兵衛死損し、後日ニ御仕置

楠石塔水戸(徳川光圀)黄門様御影石二而御建被遊候

- | | | | |
|--------|---|-------|---|
| 五 壬申 | 八月 <small>〔高野野山山邊〕</small> 高野興山寺派人方及出入候、女人人方宿へ候而、凡七百 人程遠嶋、内大隅・産摩 <small>〔産〕</small> ・杵岐嶋・肥前天草・隠岐しまゞ五ヶ 所 | 二 壬辰 | |
| 六 癸酉 | | 三 癸巳 | |
| 七 甲戌 | 加茂葵祭再始り、道永八十四才死去 | 四 甲午 | |
| 八 乙亥 | | 五 乙未 | |
| 九 丙子 | <small>〔寛永九年ノ誤リカ、行徳院<small>〔徳川秀忠〕</small>〕</small> 十一月十日台徳院殿御他界、僧上寺へ葬ル | 二 丁酉 | 九月廿八日五郎兵衛・九兵衛御召ニ而庄屋役被仰付、酉年五 郎兵衛年番、十一月中村角左衛門 <small>〔罷カ〕</small> 退役、北尾新八様御代官被 仰付候、正月四日南都興福寺ゑんしやう |
| 十 丁丑 | 八月十六日郡家村中勝寺本堂・庫裏再建願仕候 | 三 戊戌 | 琉球人来る、十一月下條主計様を半兵衛様と申、正月九日西 之町庄九郎方出火、大火事 |
| 十一 戊寅 | 正月廿三日御影村飢人二百廿三人、小泉御代官中村角左衛門 様へ御願書差上候 | 四 己亥 | 朝鮮人来 |
| 十二 己卯 | | 五 庚子 | |
| 十三 庚辰 | | 六 辛丑 | 二月城治部右衛門様三百石ニ而、治右衛門様跡を取 |
| 十四 辛巳 | 十二月十四日夜赤穂家中四十七人吉良上野介殿屋敷へ入込、 上野介殿首を打 | 七 壬寅 | 御影村無畝歩御田地開添御改被成、本高增高十三石三斗式升 九合、右下ケ札御渡し被成候処、庄屋五郎兵衛段々御歎き奉 申上候処、翌九年右御免被成、帳面御下ケ被成候而、元の通 ニ相成、皆く惣百姓難有悦申事ニ御座候 |
| 十五 壬午 | | 八 癸卯 | 三月廿一日大坂南堀江より出火ニ而、大火事ニ北之御堂焼失、 大早魃ニ而、中村助太夫様開発御奉行ニ御成被成候、三月江 戸大火 |
| 十六 癸未 | | 九 甲辰 | |
| 宝永元年甲申 | 五月十三日新池願小泉江御願申上候、八月十二日常順寺本堂・ 庫裏再建願仕候 | 十 乙巳 | |
| 二 乙酉 | | 十一 丙午 | 六月十一日夜、手代藤蔵殿出奔 |
| 三 丙戌 | | 十二 丁未 | 壬 <small>〔ありノ誤カ〕</small> より、四月五郎兵衛・左近右衛門・太郎右衛門・嘉兵衛へ 山開発被下置候御帳面下ケ、六月十九日住吉村・郡家村・御 影村山田井手論有之、為取替一札御座候 |
| 四 丁亥 | 三郎右衛門廿九才、権現丸船頭二成 | | |
| 五 戊子 | 四月二十文銭御触御座候、金壹両二銭三貫九百文より四貫文 通用 | | |
| 六 己丑 | | | |
| 七 庚寅 | | | |
| 正徳元辛卯 | 今年尼崎松平遠江守様 <small>〔出書〕</small> 信濃飯山方御移り <small>〔実際ハ遠江掛也〕</small> | | |

十三 戊申 三月大膳様御病死御逼塞、勝之助様嫡子願濟、有馬郡山田村

と唐櫃村山論御座候、大坂御代官久下藤十郎様御宿五郎兵衛・

三浦庄右衛門様御宿次郎太夫にて、八月六日御出被成、同廿

七日御帰り、山田村負被申候由也

十四 己酉 壬アリ、南悦国（薩摩也）方大象江戸表へ登り

十五 庚戌 二月九日勝之助を主膳様と改、四月并川（並河誠所）五市郎様御順見

十六 辛亥 壬アリ、二月十八日了慶五兵衛死去、五十四才、今年虫入・

水押二而右見使、小泉御高老万千百廿九石六斗式升之内、

五千六百五十石損毛二而、十月十五日御公儀様へ御届被成候由

十八 癸丑

十九 甲寅 二月山新田六兵衛後へ一王山二而竹もらい、植申候

二十 乙卯 閏アリ

廿一 丙辰 九月九日常順寺本堂家根替仕候、知典、金銀吹替

元文元

二 丁巳 閏アリ、六月檀源兵衛退役、六月五郎兵衛庄屋役被仰付候、

九月常光寺村武兵衛卜庄屋役被仰付候、津田源右衛門様庄屋

退役、七月近藤七郎太夫様御代官、佐藤市郎右衛門様御代官、

七月三好養右衛門様町奉行ニ御成

三 戊午 九月久米右衛門様、秋原三右衛門様御養子ニ御成、同良太夫

様御出見ニ御出、城見右衛門様御家老ニ御成、藤林四郎左衛

門様御用人ニ御成

四 己未 六月十七日佐次兵衛家移り、八月五ヶ村米納願弥御免被下候

御願、九月十六日尼崎領庄屋次郎太夫殿米踏車柳川筋二而願

被申、小泉領二而二輛被成候様、庄屋五郎兵衛・源兵衛其外

年寄中立会ニ而場所見分ニ而相済申候、九月より十二月迄伊

五 庚申

勢丸新造ニ致し申候、十月大河原弥之助様御順見

閏アリ、七月二日於江戸御新造様御安産、井上惣助様御代官

御免、八月秋原久米右衛門様御用人ニ御成、年寄甚助退役、

横屋村永性死去、平野村忠右衛門除地年貢付

四月一日御殿様御逝去、法名宗昇様、三月廿日下條半兵衛様

御死去、米屋仲右衛門死去、法名敬永、九月十二日御殿様官

位被仰付、主膳様と奉申候

二 壬戌 二月弥之助様を斎様と改、良太夫様を数馬様と改、糸右衛門

様を弥平様と改、八月津田源右衛門様大庄屋ニ御成、今年道

出入二而、東組方御番所へ御願申上候処、同村之儀故とくと

勘弁致候様被仰、埒明不申候處、庄屋次郎太夫病死被致候と、

元之通二道を明ケ、さつぱりと相済申候、十一月十三日平兵

衛死去、妙高様死去、年五十九才、仲之町米屋了清死去

数馬様中老ニ御成、二月廿一日主膳正様御順見、正月五三月

迄権現丸新造ニいたし

四 甲子 正月より川村仲右衛門様御金奉行ニ御成、二月平野村忠右衛

門大坂へ引越申候、八月より住吉村明神拝殿御普請、九月五

日常順寺飛多ん振舞、九月津田源右衛門様大庄屋御免、御代

官ニ御成、奉幣使勅使九月廿八日飛鳥井中將様豊後国宇佐八

幡宮へ御出、十一月八日御帰り、十一月十五日神尾若狭守様・

堀江荒四郎様御順見、御通行下道方上道へ御上り、十一月嶋

次左衛門様御用人ニ御成、五月寺貞右衛門死去

閏アリ、二月左源太へ庄屋役被仰付候而、源兵衛と改名、二

月二五郎兵衛江帯刀御免、御扶持被下候、五ヶ村触頭ニ相成

三月十一日より

延享元年ニ成

延享元

二 乙丑

三 丙寅

申候、六月十二日上ノ山土取場開発被仰付、三月近藤七郎太夫様郷奉行ニ御成被成候、常順寺上寺大坂平野町三番定専坊無住ニ付京都直末寺ニ今年より相成申候

三月御影村飢人百弍軒、人数弍百五十九人、小泉江御願申上、御救米五石弍斗九升被為下置候、三月平野村忠右衛門除地御下札来ル、六月又三郎へ庄屋役被為 仰付候、併病身ニて五郎兵衛有之故、右當番ハ源兵衛始終相勤申答なり、二月廿九日江江戸築地迄出火、与程焼候

四 丁卯

四月御影村飢人百弍軒、人数弍百七十三人御願申上、御救米三石八斗壹升被為下置候、十一月二撰州・河州衆中江御賄方被為仰付候ニ付、馬場村・池田表・大坂嶋屋ニ而御用銀借用仕候、朝鮮人来ル

五 戊辰

閏アリ、十月五日且源兵衛殿小泉表を離散、大坂表ニ而藏人村へ御渡し之處障入、十一日落着相済申候

寛延元

八百五十二年二成

二 己巳 六月兵左衛門殿へ庄屋役被仰付候、六月廿八日近藤七郎太夫様御越被成、五郎兵衛居宅被取上候而、家内之者皆々五左衛門へ移り、此後ハ庄屋役不勤候へハ、村方之政道不致候事

三 庚午

今年三郎右衛門七十二才ニ相成、六月十三日又三郎大坂へ出養生ニ行、宮脇助貞様方へ行

四 辛未

六月閏アリ

宝暦元年

十一月九日宝暦元年二成

二 壬申 五郎兵衛病氣ニ付、八月十三日大坂南久宝寺町又三郎居宅へ登り出養生

三 癸酉

四月十七日五郎兵衛大坂ニ而死去、法名了意、同十八日又三郎連帰り葬送等相済、以後忌中之間又三郎も不快、五月八日相談

之上おるいを押込申候、五月六日常光寺村庄屋武兵衛掛りニ而小泉之御召之處、旁々藤助を断ニ遣ス、五月九日多、や徳右衛門殿死去、法名常貞、今年ハ至極多用、七月二日頃又五郎・又三郎願書小泉へ差上、名代佐次兵衛・年寄七兵衛殿小泉へ御登り相済申候、八月廿七日大坂発足、又五郎・又三郎・年寄七兵衛殿小泉へ登り難有事共、此訳此所へ書取申候

四 甲戌

五 乙亥

六 丙子

二月廿七日常順寺本堂庫裏瓦葺ニ再建、御番所様へ御願申上、住持知典、十月廿日又五郎・五左衛門・年寄茂兵衛小泉へ家之片付願ニ登ル、十一月十二日又五郎・五左衛門・年寄茂兵衛小泉へ登り、十五日御役所開門被仰付罷帰り、同廿四日仕家移り致し皆々悦申候

七 丁丑

又三郎様冬年方大病ニ而至極危相見へ候処、加藤柳安老ニ相掛り段々快方ニ御座候へ共、何分本快無之候へども、無抵相暮居申候、正月廿日又五郎・佐次兵衛小泉へ兩人年礼ニ登り、御拜借御願奉申上候処、書付留り申候処、壹ヶ年ニ銀壹貫匁宛三ヶ年之間被為下置候と、御代官坂出二郎右衛門様御申ニ御座候、十一月廿日朝七ツ時又三郎様死去、法名了信と申、

九月より御殿様駿河御番御預りニ御出被遊候

八 戊寅

九 己卯

今年より酒造相始申候、十二月金森様御改易
七月壬アリ、二月八日方泰山寺兵庫築島寺開帳、六月四日西方寺ニ而早苗振ふる舞御座候

十 庚寅

二月六日江戸神田旅籠町方出火、(明治火事)洲先迄焼失、新川新堀酒問屋焼失ニ而、酒二万三千弍百九駄片馬焼失、二月十三日方十五日迄両寺五百年忌法事相勤申候、法中御宿元五郎兵衛方

二御座候、三月八日立二而佐次兵衛講宿二而、五郎兵衛・嘉納久兵衛・大和屋又兵衛・木屋喜八・重右衛門ノおさつ・久八郎ノおさん・供伊右衛門・長兵衛〆七人講參致候、八月

明和元甲申

二付御願被申上、及出入候処、内濟二而相濟申候
正月十九日朝鮮人兵庫へ着、同廿日木津川へこき込、三月江戸帰り北之御堂二而逗留之処、通使鈴木傳兵衛と申者唐人を殺し、江戸伺と相成候処、曲淵庄二郎様御登り二而御仕置二相成相濟、五月十一日朝鮮人罷歸り申候、五月十一日五郎兵衛母冬年より病氣之処、養生不相叶死去、法名妙意、六月十七日小泉於御役所、五郎兵衛江庄屋役被為仰付候

十六日西御番所様〆西宮・東青木村・西青木村・魚崎村・住吉村・御影村・兵庫津〆七ヶ所、京都東御番所様〆御召二而登り候様被仰付罷登り候処、此度大坂西高津新地七丁目吉のや甚五郎〆右村々濱先新開二願出候二付、此段承知仕候様被仰付、罷歸り申候、翌十一年六月御代官内藤十右衛門様・元〆大塚富右衛門様・手代嶋口新五郎・伊東建五浜地御見分二

二 乙酉

正月より権現丸おく田濱二而新造致し、四月船おろし、津輕へ行、八月小泉にて常順寺御目見格被仰付候

は願人立会二而、願場所へ杭打、村方〆番仕候、十一月十二日御料御巡見宮川小十郎様・猪俣庄右衛門様・吉田半太郎様御通り、廿一日御国御順見遠藤源五郎様・山角市左衛門様・

三 丙戌

三月廿一日御影村石船持・石商人五人〆大坂且平船持七人相手取、積替賃減少之御願東御番所様へ御願奉申上、段々御糺二相成、六月十六日西御番所曲淵甲斐守様於御前御裁許被為 仰付御影村石船持共利潤二相成、村中一同難有申事二御座候

四 丁亥

一ツ也源次郎様御通り、小泉御代官坂出二郎右衛門様御出二而御座候、片桐石見守様江戸より初而御入部被遊、七月廿五日御着座、恐悦ニ小泉へ参上仕、上り間ニおゐて御料理被下候、人数之覚撰州五ヶ村庄屋兵左衛門・米谷村庄屋三郎右衛門・青木村庄屋利右衛門・花熊村庄屋久左衛門・青木村年寄武平治・五郎兵衛・源太夫伺公仕候

十一 辛巳

家重公御他界、六月十二日吉のや甚五郎御見分相濟、元之通相濟、杭不残ぬき申候、二月十九日片桐石見守様御巡見、米谷村〆御影村御泊り、廿日花熊村御泊り、廿二日御影村御中飯二而常光寺村へ送り、常光寺村御泊り

十二 壬午

正月廿日西之町上念徳五郎船江戸下り之節難風逢、蝦夷江被吹流、翌末六月松前へ相渡り、江戸へ行、夫〆御影村へ無事帰る

十三 癸未

八月七日西之町中老伊兵衛・忠五郎・仲之町松右衛門・久右衛門・傳六・徳左衛門相手取、山口屋藤四郎屋敷掛り物之儀

御領分中御巡見被遊、兵庫津迄御通行二付、小泉為御馳走、御御奉行九月十日夕当村へ着、御心持之覚、郷御奉行木田政兵衛様・若党高橋官次様・木田国五郎様・先払足輕狩畑伊右衛門・惣七・草り取次郎兵衛・鎧持又ハ、挟み箱持彦四郎〆、横屋村九月十一日朝御膳西宮御陣屋、昼休大庄屋松井三右衛門、御小休岩屋村葉師、御泊り兵庫御陣屋、十二日十三日御泊り、十四日兵庫御出立、御小休原田村、御昼休住吉村大庄

屋山本八郎左衛門、御小休西宮大庄屋勝部源七、九月十一日御昼休横屋村大庄屋松井三右衛門へ、為御使者木田政兵衛様御出、夫と遠江守様三右衛門宅より御立、吉田喜平次宅へ御立寄、夫と車道勘太夫前と下道御影村中御通り、尼崎庄屋安左衛門・五郎兵衛茶油綿入麻上下帯刀、年寄六三郎供老人連、墓の道二而出迎、年寄次左衛門・同次郎太夫・同四郎太夫・頭百姓彦右衛門羽織も、引二て出迎、小泉御役人元番人屋敷二而葺すかこひ二て御挨拶被成候

五 戊子

四月廿二日大坂西御番所様を灘目油車水車之者共一同御召二而、油稼株料五拾両、其上年々為御冥加銀三百匁上納仕候へハ、油稼御免被為 仰付候、夫より油稼相済申候、小泉身上直シ御役人木田政五郎殿御下、酒造家一ツ仕舞方炭拾俵ツ、上納致し呉候様御頼二而、代銀廿五匁積り二而、一ツ仕舞を六百石二致、半仕舞を三百石二致し、其割二而一ヶ年上納仕候処、翌年御料二相成、其通之帳面付渡り二相成候処、天明七末年三步一造り二相成、造り株無少候二付、段々御願申上候へ共御聞届無之、大きニ難儀仕候、八月権現丸江戸より登り之節紀州日高浜二而破船仕、新造方四年ふり二て御座候、八月と三郎右衛門手船権力丸登し、作事致候処、近日船おろし故、船底たて候処、供へ入候哉、十月廿四日夜四ツ時出火二而不残焼失仕候

六 己丑

今年私領方御料二相成、御代官辻六郎左衛門様当分御預り所二相成、三月御引渡し二相成、御公料二相成候而ハ御検見帳出来不申故、庄屋五郎兵衛・年寄平兵衛・庄左衛門・孫右衛門・頭百姓松右衛門骨折二而、新御検地帳相仕立、夫より相用申候、三月十五日片桐石見守様江戸表へ御発足二付、三ヶ

七 庚寅

村庄屋・年寄御暇乞二小泉へ伺公仕、十三日と罷登り、十五日大手の御門先、堀の南かわ二而御殿様乗物ち御下り、くれく御名残をおしみ被成、御出立之跡二而酒給くれ候様被仰付御出立被遊候、皆くなみたをなかし難有奉存候、夫より御使者之屋敷二而、御代官原平右衛門様御取持二而御酒頂戴仕、いろく御馳走二而御座候

八 辛卯

五月且喜兵衛・大野五郎兵衛宮嶋へ参詣、七月廿八日夜北東之方二赤キ舟(チロボネ)のごとく雲出候
二月十四日家もと公御他界、今年おかけ参り、初而五月一日方御影村之者皆くぬけ参り致申候、六月より九十日之間干照

十月より安永元壬辰

二月廿九日江戸大火、二朱銀始ル、六月三日九州長崎津浪、八月廿一日中国筋大風

二 癸巳

安永丸八月より大坂江の子嶋天満屋三右衛門二而新造造り

三 甲午

六月廿三日大風大雨二而生田川西堤江切込、辻六郎左衛門様より郡中之人足高掛り二被 仰付、高百石二六人之積二而相勤申候

四 乙未

正月十二日摩邪山福生院、火燵方出火二而上へもへ上り、寺や本堂不残焼失仕候、十月大坂たかや惣三殿世話二而、郡森火燵善右衛門養子主税、武庫郡門戸村大神山神主親らはし申請候(家村之)

五 丙申

四月日光山へ御社参、十二月廿七日京黒谷本堂・方丈焼、七月二日大雨大洪水、十一月住吉村・御影村船積之儀二付及出入候処、内済二て為取替一札受取、郡家村火燵善右衛門養子主税、官職願二西御番所へ願上、京都吉田様二而御免蒙り、市正と改名仕、四月廿七日と五月七日迄京都二而庄屋五郎兵衛・年寄七右衛門・天神山ノ神主并主税、供半兵衛逗留仕候、

九月より五郎兵衛大病二付、十月十日大坂へ供半兵衛連出養生二行、上町銀山屋幸四郎世話二而、丹生院元鈴様へ掛り致本腹^④、翌正月十四日二帰宅仕候

六 丁酉

いせ屋久兵衛手船新五郎船、三月秋田へ下り、八月廿三日夜難風逢、朝鮮国へ被吹流、翌年七月皆く、対馬御役人方東御番所へ送り届、夫方江戸伺二相成、三年目二相済申候

七 戊戌

六月権現丸おくと田浜二而造り直し、九月二船おろし仕候、七月十六日妻もと急病二而死去、法名誓寿

八 己亥

権現宮及大破、再建御願奉申上候、柿葺之処檜皮葺二御願申上、神主住宅瓦葺二有建御願、御聞濟被成候
八月廿九日権現宮再建上棟

九 庚子

^{四月十九日高明二成天明元辛丑}

正月廿五日西方寺住寺義教病身二付隠居仕、惠教へ住寺御願申上、御番所青木楠五郎様へ御届申上候、今年大不順二而、米納難相成候二付買納九月七日御願申上候

三 癸卯

三月廿日大坂西御番所地方役所へ被仰付、江戸御勘定赤井越前守様へ撰河内国二会所を建、酒造家老軒前より毎年金壹両宛取集メ取締可仕段、願人有之段御申二御座候、依之酒家惣代三人江戸表へ罷下り、段々歎き申上候候、御聞濟相済罷り申候、七月六日・七日信州浅間山焼石移り、御影村迄ひき申事

四 甲辰

二月十日大坂正米問屋十七軒戸へ付立二逢申候、三月廿四日於殿中田沼山城守殿を佐野善左衛門刃場二および死去被致、善左衛門殿大手柄なり、十二月廿六日江戸鍛冶橋御門之内より出火、翌廿七日迄焼、御船手屋敷限二而火鎮り申候

五 乙巳

五月十二日仲之町塩屋惣五郎悴乙八才・仙四才浜二而遊候処、板打れ即死仕、右之板二而久保川橋二掛ケ乙仙橋と号、九月

六 丙午

廿一日往還送り物之儀二付、住吉村・石屋村・徳井村・河原村・味泥村・岩屋村・森村相手取、八幡村・稗田村・五毛村・東明村・御影村・新在家村役人共東御番所様へ御願奉申上候処、段々御糺二相成、以来病人一人二付七日宛二相究、双方為取替一札請取、十月廿日相済申候

七 丁未

正月より灘表大家・身元宜衆御番所様より身上書上候様、御代官様へ被仰付、村役人方大かい二書上、御番所様方御用金被仰付候へ共、四月中旬相入り申候、四月廿一日田沼主殿頭^④様御家老井上伊織様并菅屋久兵衛殿悴、金毘羅へ御参詣二而、吉田喜平次殿新宅二一宿、夫より摩邪山・布引瀧御見物二而、兵庫津井筒屋又兵衛方二一宿之処、青木楠五郎様御手代取持二而御馳走、其外諸大名方へ献上物夥敷事二御座候、六月廿三日大時化二而御影村前二而廻船船屋源蔵・大和屋惣四郎・吉田長十郎・悦十郎・さこや平三郎破船、いせ屋甚蔵一艘介り申候、兵庫津二而大小八拾五艘、五郎兵衛手船安永丸一艘は大坂寺嶋へ被吹上候、八月廿三日た、屋徳右衛門死去

八 戊申

今年米穀高直二付三步一造被仰付、江戸表米式百卅俵仕候、五月十一日大坂・兵庫・尼崎米屋をこぼち申候、九月廿日御勘定吟味役小笠原三九郎様添御毛見二御出被成下段、栢原由右衛門様十一月二日江戸表へ御奉書到来仕、青木楠五郎様・元々三人網乗物二而江戸江御召、并用達河内屋彦右衛門もと丸かこ二而江戸へ下ル

七 丁未

楠五郎様御跡御代官大屋四郎兵衛様・角倉与一様御預り二相成申候、二月廿九日京都とんくりの辻より出火二而、京中川西へ火移り、一面之大火にて、禁裏様御殿焼失二而、扱く

八 戊申

成申候、二月廿九日京都とんくりの辻より出火二而、京中川西へ火移り、一面之大火にて、禁裏様御殿焼失二而、扱く

八 戊申

成申候、二月廿九日京都とんくりの辻より出火二而、京中川西へ火移り、一面之大火にて、禁裏様御殿焼失二而、扱く

大火ニ御座候、五月十一日御料御巡見御勘定遠藤太大夫様・支配勘定松原八左衛門様・御徒士目付三宅権七郎様・御国御巡見松平惣兵衛様・山岡伝十郎様・中根半平様×三人上通り御通行被成候

寛政元己酉

六月十四日方十八日迄大雨、出水ニ而住吉川通り魚崎村支配

東堤ハ切込、郡中一同武庫郡御支配迄一同二助人足被仰付相

勤申候、今年方竹垣様御支配ニ相成、十二月十八日夜西之町

茂兵衛倅彙藏・大石村松屋武太夫娘おはんと五毛村畑の中ニ

て心中、おはんは相果、彙藏は死損し、廿八日迄居申候、中

山六郎次様尼ヶ崎御役人御検使ニ而再御検使、御番所同心東

西より御出ニて、おはんは仮葬り、彙藏は塩漬ニて五毛村へ

御預ケ、翌年三月ニ相済申候、十二月廿二日朝六ツ時方大坂

米屋町八百筋方出火、同七ツ時よりほう木や町耆丁目より出

火、上町へ飛火、夜半時迄焼、玉造広小路ニ而留り申候、北

は大手筋、南は小谷迄町数五十四丁、竈数壹万三千軒

六月十三日御影村・郡家村方住吉村相手取、水車稼用水之間

相止メ呉候様御願、御番所様仕候処、段々御吟味ニ御座候処、

三十年來ニ為候儀故、御沙汰ニ不被及、翌年は七月八日御裁

許相済申候、六月廿七日・同七月一日於武庫川尼崎御役人鉄

炮芸古御座候、諸色相庭引下ケの御触御座候

八月六日寺井元水死去、正月五日当村西方寺興正寺末寺ニ御

座候へども、物入多く難渋ニ付、西本願寺末寺ニ御願申上候

歎、谷町御役所へ御届申上候

二月一日御勘定吟味役勝与八郎様芝地起返し為御見分御巡

見、下道御通行、五月十六日夜子上剋大坂西横堀七郎右衛門

町塩屋弥兵衛納屋方出火ニ而、平の町高らい橋筋今橋棍

四 壬子

三 辛亥

二 庚戌

五 癸丑

木町北東へ焼ぬけ、天満へ飛火ニ而与力・同心衆まで焼、翌

十七日丑剋ニ火鎮り、扱く大火事ニ御座候、十一月五郎兵

衛江戸御廻米納ニ出立、翌丑二月六日立ニて帰る、今年方定

免御願申上、片桐様御支配

〔高野大船場御座候〕三月肥前国嶋原城下山ニツ海へ飛、三月一日方廿七日迄山地

しん、田畑三万九千四百四拾石損し、十一月方御代官岩佐郷

藏様へ御支配ニ相成申候

今年七八十年ニも覚不申早魃ニて、米納難相成、他国米買納、

十月鈴木町南御役所御願申上候、十二月より五分御代官所

村々庄屋・年寄・百姓代検見一件ニ付、十二月方巳正月廿三

日まで御預ケ之処落着、過料庄屋拾貫文、年寄五貫文、頭百

姓三貫文之過料ニて相済申候、委細書之儀ハ本帳面ニ有之候

十一月十一日出立ニ而江戸御廻米納ニ五郎兵衛行、翌辰二月

廿日ニ罷帰り申候

十一月廿二日御様御検見御勘定服部又三郎様・御普請役湯浅

三五太夫様御廻村にて、新在家村柴屋長右衛門ニ而御泊り、

廿四日大坂へ御帰り

五分御代官所村々庄屋・年寄・百姓代賄賂一件ニ付御預之処

正月廿三日於東御番所ニ相済申候、九月一日岩佐郷藏様青木

村庄屋武兵衛方ニ而、五郎兵衛袴帯刀ニて向後御役所へ罷出

候様被仰付候

氏神権現宮及大破候ニ付、三社相殿ニ再建願、九月二日東御

番所様へ御願申上候、成瀬因幡守様・水野若狭守様御月番ニ

而御聞濟被成下候、十二月廿九日西之町樽屋孫太夫、酒造家

方樽代銀金五十四両・銀百卅匁・銀札十式匁紛失仕、同廿九

之候ニ付御断奉申上候

十一 己未

五月十六日夜大雨にて住吉川西堤へ切込、郡中助人足被仰付、尾張人足忠七へ落札、貳貫匁ニ而、三步ハ住吉村、壹貫四百匁ハ郡中高百石ニ付七匁九分三リ、家別二十九匁四分四リツ、相掛申候、八月郡家村伝兵衛・久太夫宮の西端畑三畝五步庄屋五郎兵衛取次奉納被致候事

文化元甲子

上相済申候、尤本寺証文西成郡浦江村安樂寺ヲ取候而、是又相納相済申候、十月十日吉田順十郎船新酒番船ニ出候処難風ニ逢、八丈嶋へ被吹流、翌子四月江戸表へ船頭水主共皆く無事にて帰る

十二 庚申

四月廿三日権現宮再建上棟餅搗・包物、嘉納次兵衛殿ニ而致し貫候事

享和元辛酉

正月廿五日尼崎御領分西平野村、御影村平の村相手取、用水之儀御願申上られ、段々御糺ニ相成、東御番所ハ木村様へ御振被成、森村庄屋新兵衛・深江村庄屋治右衛門取極にて、内

二 乙丑

二月十四日御城内ハ石火矢十式挺、上荷船ニ而安治川天満屋惣兵衛浜へ積下候、夫より御影石船三艘へ積付、兵庫津高田屋嘉兵衛廻船へ積付、奥州箱立番所へ積付申候、九月晦日義三郎長堀肥前屋与右衛門へ養子ニ遣ス、片桐石見守様正月ハ御病氣之処養生無御叶、六月十八日終ニ御逝去之由申来り、七月小泉へ御悔ニ五郎兵衛登り、十月九日測量御役人侍能勘ヶ由様・高橋善助様・坂部貞兵衛様・下河部政五郎様・平山郡藏様・稻生秀藏様・川奈清左衛門様・小坂寛平様西宮ハ浜通り御改、御影村中飯、大石村泊り

二 壬戌

六月五日権現宮再建皆出来届西御番所様へ仕、同十二日ハ十五日迄御遷宮神事、木村周藏様御出役木佐森良助様御出被成候、六月廿九日淀川しめ野村堤切候て、東成郡河家村々水押ニ而、木村様ハ御触書至来仕候

三 丙寅

三月四日昼四ツ半頃江戸高輪泉岳寺邊ハ出火、長サ三里・横中七八丁焼ル、八月山田次平米踏車興行ニ付一札請取

三 癸亥

六月酒造十歩一御運上被仰付候処、長州様・筑前様・佐介様方御断ニ而、諸国一統相止り申候、今年木村周藏様鈴木町役所より嶋町御役所へ御移り、池田仙九郎様三月ニ和州五条へ兎原郡八部郡御連被成、場所替ニ而御支配ニ相成申候、西方寺住寺泰林病死被致候ニ付、後住弟惠趣へ九月廿七日御願申

四 丁卯

正月米穀下直ニ付、諸人難儀趣相聞へ候ニ付、村々困米老人別ニ村役人共方取調候、石高員数村限り可申上旨惣代共へ御代官方被仰渡候、八月住吉村鯖屋伊平次相仕候、御影村鯖屋次郎太夫真井川筋ニおゐて水車興行申候、取替一札受取申候、正月廿日石火矢廿八挺、川口御番所より御影石船七艘へ積、兵庫津高田屋嘉兵衛廻船へ積、奥州箱立御番所へ積下り申候

五 戊申

六 己巳
七 庚午

四月七日御出立ニ而東本願寺御門主様、播州姫路龜山本徳寺
へ五百五十年忌御法事御勤ニ御出被成、十二日九日之間御
法事、廿日御出立ニ而、廿二日御影村常順寺御小休ニ候、西
宮泊り、廿三日郡山御泊り、廿四日京都へ御帰りニ御座候、
八月より池田仙九郎様二万石御増地ニて出羽の国へ御場所替
被成、辻甚太郎様御支配ニ相成申候、九月五日辻甚太郎様御
検見御廻村ニ付、御影村御泊りニ御座候

八 辛未

三月十八日八日迄京両本願寺五百五十年忌御法事相勤り
申候、七月七日塩屋惣三郎船江戸下り之處難風ニ逢、伊豆七
嶋之内三倉嶋へ助り、翌申年三月江戸表へ相渡り、皆くか
へる、閏二月四日沢田市正殿・火燭五郎右衛門ト卜事日限替
呉候様五条表へ御願、及出入御裁許相済、日限之頃六月八廿
一日、九月も廿一日神明究申候、打出村ニ新規ニ湊拵候ニ付、
浦も無之村方ニ湊致候而は浦方之差支ニ相成候ニ付、二月木
村様へ湊相止メ之願取出候事、八月より五郎兵衛及老年庄屋
退役御願申上、跡ハ村方之願ニよつて年寄様順番ニ相勤呉候
様申ニ付、当時年寄様三月より肥前屋与右衛門不縁願ニ而及
出入候処、六月引取かへる、十一月十四日伊勢屋七右衛門手
船甚蔵江戸下り之節、十五日朝大時化ニ而青木浦ニ而破船、
壬二月五日八日迄小笠原大膳太夫様対州行、自身御座船は
御出被成、村々漕船ニ水主ども直ニ明石へ御乗込被成、廿日
頃脇坂中務少輔様・御勘定奉行柳生主膳様・吟味役松山惣兵
衛様・其外大目附井上美濃守様追々海道御通りニ而御座候、
壬二月西方寺看治ニ而は、此度御法事縁かわ同様の法難出来
候ニ付、何卒自庵ニ致呉候様御願出、住寺勤方宜御座候ニ付、

九 壬申

十 癸酉

門徒一同相談之上、二月より自庵ニ致候事、四月常順寺灘組
法中相除き、奥組五ヶ寺組ニ相成、毎年二月六日御寄り永々
相勤候事、上ノ山土取場木立小物成場ニ御願奉申上候処御聞
濟被成、御年貢四升八合付申候而、夫々毎年上納仕候事
肥前屋与右衛門未九月病氣ニ取合、正月四日死去仕、法名
了往と号、二月廿六日知恩院宮方権現宮へ御撫物拝領
五郎兵衛妻なを申十月大病ニ付、正月廿九日死去仕、法名
妙提と号、常順寺老僧坊守於沢病氣ニ候処、二月九日死去、
嘉納次郎太夫病氣候処、五月廿二日死去、常順寺老僧病氣候
処、七月十二日死去、葬送は七月十七日ニ致候事、五月江戸
方御勘定奉行肥田豊後守様大坂へ御登り、天満惣会所ニ御逗
留ニ而、大坂大家分三百四軒へ御用金百廿五万千両被仰付
候、五条御代官辻甚太郎様御用達へ六月より御出、御逗
留ニて兔原八部郡御支配村々江御用金被仰付、御影村酒家中
へ三千五百両被仰付、五条へ御帰り

十一 甲戌

三月三日明石丸様開帳始四月三日迄、五月一日兵庫壺屋
七左衛門殿死去、二日葬送、年八十才余、五月節句田方植
付、同十二日植仕舞、十三日村方早苗振、六月四日六日雨
乞、七日九ツ時大夕立・大雷火、雷ニ而住吉村吉田吉右衛門
殿油車米車二輛焼失仕、珍敷事ニ御座候、八月廿六日竹千代
君様御逝去、大坂へ申来ル、五条辻甚太郎様御支配所村々
江九月十日御触御座候而、十日之間御停止ニ而九月十八日迄、
今年早魃ニ付定免を破免ニ御願申上候処、九月廿一日大石村・
御影村御検見ニ而、嘉納次兵衛殿ニ御泊り、廿二日大坂へ向
五条江御帰り、大石村・御影村ニヶ村計御願申上候ニ付、殊
外引高は当村西組ニ而百廿石、東組ニ六拾石計御用捨ニ而、

十式 乙亥

村方殊外悦申候、戊十二月七日方住吉村・魚崎村と相手取、上荷積之出入御影村方御願申上候処、廿一日対決仕候処、来正月十一日迄御日延願申候、同十二日双方罷出候処、又々廿日迄日延願申上候而、段々御糺ニ御座候へども、子五月迄も御沙汰無御座候

御老中松平伊豆守様御退役、跡役京都御所司代酒井讃岐守様、(備明実務ノ退役ハ文化二四年)

若狭守様と御改名、京都へ大坂御城代大久保加賀守様、大坂御城代松平右京大夫様、大坂西御奉行水野因幡守様、御参府

清水様御附役人ニ御成候、跡ハ荒尾但馬守様御出、片桐主膳

正様御隠居御願被遊候処、九月廿一日願之通被為 仰付、若殿輔五郎様卜御家督無滞被為 仰蒙候段、十月一日遣小泉元

様本高七拾石、并御役料銀五枚被下候而、給人本席ニ被為仰付候段、十一月四日出ニ御申遣被成候、西宗兵衛様御用人仮

役ニ被為 仰付候段申来候、若殿輔五郎様御儀十一月十六日官位被為仰付候而、石見守様と奉称候由、十二月廿八日出ニ

元ノ陶山徳之進様方申来候ニ付、御歛之書状早速差出申候

南京人長崎へ商内ニ参り候処、豆州下田へ漂着仕、御代官江川太郎左衛門様御引請にて長崎迄送り被成候処、四月五日兵

庫津江乗込滞仕、南京人九十人其外御代官衆外ニ廻船壹艘、同十四日迄滞船仕、十四日出帆仕候、其間兵庫浦方漕船昼夜

相詰、并ニ西宮浦組鳴尾浦方ニツ茶屋浦十三ヶ浦組合之漕船兵庫津へ相詰、十日之逗留故浦々夥敷物入費ニ而御座候、其

外大坂方上荷船にて見物、尼崎・明石地廻り方日々之見物人ニ而、兵庫津夥敷費ニ而、扱く込入り申候、石見守様五月

三日江戸表御出立ニ而、御道中無差支、同十四日小泉へ御着

座之段、御代官原田弥兵衛様・浦野勇次様方十五日出ニ而知らせ被遊之書状至来仕、早速恐悦之御返書差出申候、八月間有、今年麦作、菜種取入、五月雨つかい宜、池水ぬき候て植付仕、五月晦日迄ニ植仕舞、村方早苗振六月朔日致申候

文化十式年亥四月方権現宮古宮神主市正再建被致、出社之西之方江引直し、松尾様・船玉様・水神様三社拜殿ニ而、六月十四日御遷宮被成候ニ付、四町方段尻を出し、賑々敷致申候共、依之四町方宮入用寄進寄附候ニ付、村方神明は神事御役所へ御願直し、九月十六日ニ先規之通りニ相成、村方費一度ニ而皆く悦申事ニ御座候

一 浦公事貞享元甲子年方文化十二年迄百三十式年二成

一 水戸黄門様楠石塔御影石ニ而御建被遊候時、元禄四未年より文化十式年迄百廿七年二成

一 南朝太平記本宝永六年方文化十式年迄百八年二成

一 寛延三年十二月大坂七軒之石問屋と石船公事六十七年二成

一 宝曆十一年巳方文化十二年迄五十五年二成

一 明和三年戊三月廿一日大坂七軒石問屋と御影石商人五人石船惣代と出入二相成、同六月十六日御裁許ニ而、且平船ニ積替出入、丸勝ニ相成申候、願書東御番、御裁許は西曲測様ニ御座候

一 小泉御領分方天料御代官辻六郎左衛門様当分御預り所ニ場所かへ、明和六年丑三月灘目一同相替り申候、四十七年ニ相成候

一 天明七未年酒三部一造被仰付、江戸米相庭式百三拾匁致候、文化十二年迄廿九年二成

一 天和二戌年方文化十二年迄百三十四年二成

一 天和二戌年方文化十二年迄百三十四年二成

一 天和二戌年方文化十二年迄百三十四年二成

一 天和二戌年方文化十二年迄百三十四年二成

一 天和二戌年方文化十二年迄百三十四年二成

一 天和二戌年方文化十二年迄百三十四年二成

一 天和二戌年方文化十二年迄百三十四年二成

一 天和二戌年方文化十二年迄百三十四年二成

一 天和二戌年方文化十二年迄百三十四年二成

一 天和二戌年方文化十二年迄百三十四年二成